

(参考資料) 地球温暖化対策に関する国等の動向について

1 国際的な動向

持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の頭文字をとった略称であり、「持続可能な開発目標」と訳されます。2015年9月の国連サミットで、「MDGs (ミレニアム開発目標)」の後継として採択された、2016年から2030年までの国際社会共通の目標のことで、SDGsの理念は、「誰ひとり取り残さない」であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現させる指針で、17の目標と、それに対する具体的な169のターゲットから構成されています。この目標は、貧困の解決・教育などの社会目標、気候変動や生物多様性などの環境目標、雇用やインフラ、生産と消費などの経済目標に加え、不平等の解決やジェンダーの平等、平和などが体系的に整理されています。

パリ協定

パリ協定とは、2020年以降の気候変動に関する国際的な枠組みのことで、2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP)」で合意されました。これは、1997年に定められた「京都議定書」の後継となるものです。このパリ協定は、途上国を含むすべての参加国に、温室効果ガスの排出削減の努力を求め、画期的な枠組みであり、排出量削減の法定義務が先進国にのみ課せられていた京都議定書と異なります。

パリ協定では、以下のような世界共通の長期目標を掲げています。

- ▷世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をする
- ▷21世紀後半には、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す

2 国内の動向

日本の中期目標

パリ協定の発効を受け、目標達成の具現化を図るために日本では、「2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度の水準から26%削減する」ことを中期目標として定め、この目標達成のために「地球温暖化対策計画」を策定しました。また、2018年(平成30年)にはSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的向上を目指した「第五次環境基本計画」を策定しています。

3 第2次徳島市地球温暖化対策推進計画の概要

計画の基本的事項

(1) 計画の期間

2014（平成26）年度から2020（令和2）年度までの7年間とします。

(2) 計画の削減目標

2020年度における徳島市域から排出される温室効果ガスを、1990年度と比較して6%程度削減します。（短期目標）

これまでの主な取組み

住宅用太陽光発電システム設置への補助、環境家計簿・緑のカーテンの普及、環境学習会の開催、企業への環境マネジメントシステムの導入支援などを実施しています。

市域における温室効果ガスの排出状況

現在、把握可能な直近の年である平成27年度の温室効果ガス排出量は238万2千トンで、基準年度である平成2年度と比較して11.4%増加しており、現時点では計画の目標を達成することができていません。

排出量が増加した要因としては、原子力発電所の停止に伴い、火力による発電が増えていることが考えられます。しかしながら近年は、排出量は減少傾向にあり、省エネ等の取組みが浸透してきていることがうかがえます。

